

【様式 1 - 1】

北海道 厚沢部町 長寿命化修繕計画  
( 町道橋梁 )

令和 4 年 3 月

厚沢部町 建設水道課

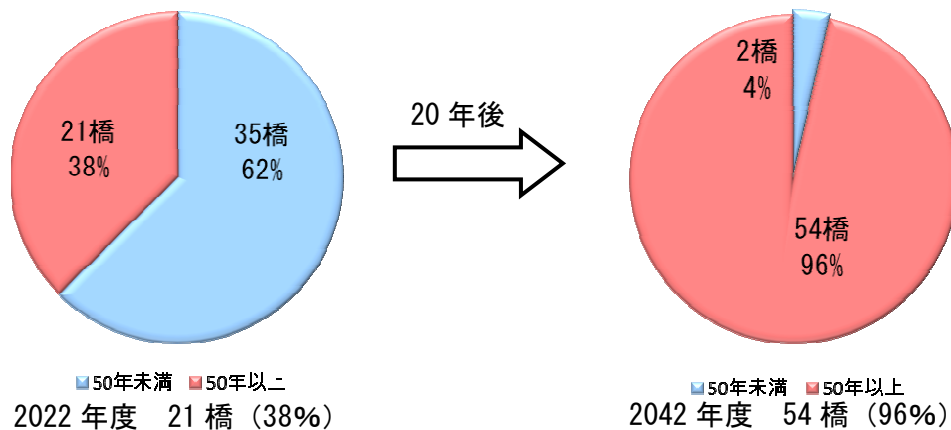
## 1. 長寿命化修繕計画の目的

### 1) 背景

・厚沢部町が管理する町道に架かる橋梁は、現在56橋となっております。このうち建設後50年以上を経過する高齢化橋梁は21橋で全体の38%を占めます。また、最長経年は町道須賀水源地線に架かる第2号橋（L=6.0m）、第3号橋（L=7.0m）の70年となっております。（2022年時点）

・今後20年後には建設後50年以上を経過する橋梁は全体の96%である54橋となり、急速に高齢化橋梁が増大します。

建設後50年以上の橋梁数の割合



・このような背景から、今後、増大が見込まれる橋梁の修繕・架替えに要する経費に対し、可能な限りコスト縮減への取り組みが不可欠であると考えられます。

### 2) 目的

・道路交通の安全性を確保する上で、道路管理者はこれまでの事後的な対応から計画的かつ、予防的な対応に転換を図り、長寿命化によるコスト縮減を図ります。

## 2. 長寿命化修繕計画の対象橋梁

	1級町道	2級町道	その他町道	合計
全管理橋梁数				
うち計画の対象橋梁数	26	11	19	56
うちこれまでの計画策定橋梁数	26	11	21	58
うちR3年度計画見直橋梁数	26	11	19	56

### ○長寿命化修繕計画の対象：

基本的に全ての橋梁を長寿命化修繕計画の対象としました。

なお、山中の交通量が極めて少ない橋梁については、定期点検にて安全性を確認しながら経過観察を行い、次回の長寿命化修繕計画以降に大規模修繕もしくは廃橋として、検討を行うこととしました。



### 3. 健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針

1) 健全度の把握の基本的な方針

健全度の把握については、橋梁の架設年度や立地条件等を十分考慮して実施するとともに、「北海道市町村橋梁点検マニュアル（案）（北海道道路メンテナンス会議）」に基づいて定期的実施し、橋梁の損傷を早期に発見します。

2) 日常的な維持管理に関する基本的な方針

橋梁を良好な状態に保つため、日常的な維持管理として、パトロール、清掃などの実施を徹底します。

### 4. 対象橋梁の長寿命化及び修繕・架替えに係る費用の縮減に関する基本的な方針

- 健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針とともに、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、修繕・架替えに係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、ライフサイクルコスト(LCC)の縮減を図ります。
- 5年周期の橋梁定期点検（近接目視）による点検結果の変更に加え、近年の工事費上昇による当初計画との差違を解消するため、修繕計画の見直しを行います。

なお、見直しの基本方針は、2021年の橋梁定期点検（近接目視）にて再評価された結果を反映し、2022年～2031年の10年間の修繕橋梁を抽出して工事費の平準化を行うことを目的としています。

補修の優先順位は、損傷度評価の高い橋梁を最優先とし、維持管理区分の判定基準と供用年数を踏まえて決定している。

#### 優先順位付け概要

点検健全度			維持管理区分		
			A	B	C
5	I	良	定期点検	定期点検	定期点検
4	II	↑ ↓	定期点検	定期点検	定期点検
3			⑦予防保全	⑧予防保全	⑨予防保全
2	III		④事後保全	⑤事後保全	⑥事後保全
1	IV	悪	①大規模補修・更新	②大規模補修・更新	③大規模補修・更新

※健全性評価「Ⅲ」以上を優先して補修する。（主要部材に着目）  
 ※予防保全の「Ⅱ」は構造的や耐久性に影響を及ぼすもののみを選定して補修を行う。よって、補修後に予防保全の「Ⅱ」が残る可能性あり。

ここに、  
点検健全度は、点検結果の損傷評価に対して以下に示す対応付けにより5段階で評価している。

健全度	一般的状況	損傷の判定区分	
		5段階評価	健全性評価
1	損傷が著しく、交通安全確保の支障となる恐れがある。	e	Ⅳ
2	損傷が大きく、詳細調査を実施し補修・補強の要否の検討を行う必要がある。	d	Ⅲ
3	損傷が認められ、追跡調査を行う必要がある。	c	Ⅱ
4	損傷が認められ、その程度を記録する必要がある。	b	
5	点検の結果から、損傷は認められない。	a	Ⅰ

維持管理区分は、地域の実情を踏まえ以下の3段階で評価している。

維持管理区分	該当する橋梁の条件
A	・1級町道に架かる橋梁
B	・2、3級町道に架かる橋梁のうち、橋長15m以上の橋梁
C	・2、3級町道に架かる橋梁のうち、橋長15m未満の橋梁

## 5. 対象橋梁ごとの概ねの次回点検時期及び補修内容・時期又は架替え時期

別紙【厚沢部町 個別橋梁点検結果等一覧表】による

## 6. 費用の削減および事業の効率化に関する基本的な方針

### 1) 基本的な方針

厚沢部町の管理する橋梁は今後 20 年で急速に高齢化が進行します。

今後の維持管理・更新費用の増加や、将来の人口減少が見込まれる中、老朽化が進行する管理橋梁に対応するためには、コスト削減や事業の効率化が必要となります。

厚沢部町では、「集約化・撤去」、「新技術等の活用」、「費用削減」に対する短期的な 数値目標を設定し、コストの削減および事業の効率化を目指します。

### 2) 集約化・撤去

厚沢部町管理する橋梁 56 橋の内、14 橋については早期修繕が必要であるが、路線使用頻度が低い 3 橋については令和 8 年度までの 5 年間で集約化・撤去を検討する。なお、3 橋の集約・撤去により約 10,000 千円程度の費用削減を目指します。

### 3) 新技術の活用

以下に該当する新技術について、修繕や点検への活用の検討を積極的に行い、コストの削減を図ります。

- ・ NET I S の登録技術
- ・ 点検支援技術性能カタログに掲載されている技術
- ・ メーカーの新製品などで、従来技術と比較してコストの削減や事業の効率化が期待される技術

#### <修繕工事への活用>

修繕工事を実施する全ての橋梁の補修工法、材料について、設計段階で新技術の適用性に対する検討を行い、従来技術よりも優位となる工法等の活用を補修対象橋梁の 2 割程度(2 橋)になるように目指します。なお、令和 8 年度までの 5 年間で 1,000 千円程度の費用削減を目指します。

#### <点検業務への活用>

過年度点検において、橋梁点検車や高所作業車等を使用した橋梁について、次回点検時に新技術による点検について 2 割程度(10 橋)の活用を目指します。なお、令和 8 年度までの 5 年間で 1,000 千円程度の費用削減を目指します。

### 4) 費用削減

橋梁長寿命化修繕計画により、予防的な補修を行うことで維持管理費用の削減を目指します。事後保全型と予防保全型で修繕費用を試算した結果、今後 60 年で約 3 割強の費用削減が見込まれます。また年度毎の維持管理費用を平準化させることで財政への集中的な負担を抑制します。

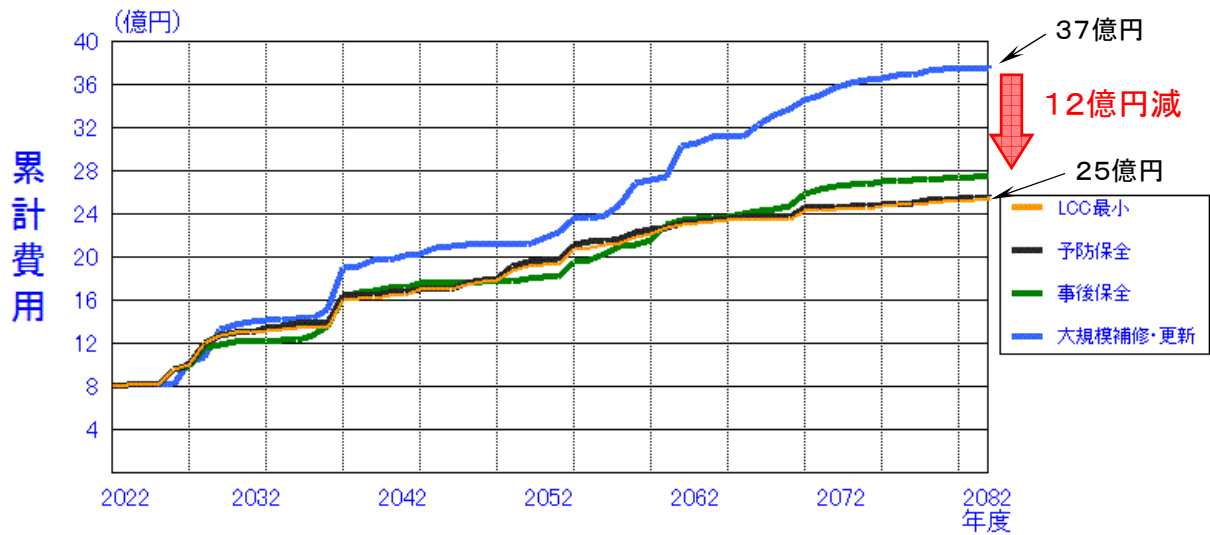
## 7. 長寿命化修繕計画による効果

- ・シミュレーションによる、比較検討の結果、適切な時期に修繕等を実施する予防保全を行う計画が、ライフサイクルコスト(LCC)が最小となる。
- ・今後60年間の試算では、大規模補修・更新では約37億円、予防保全では約25億円であり、約12億円(約3割強)の維持管理コストの縮減が見込まれる。
- ・なお、上記は現時点での試算であり、今後の損傷状態の変化などにより変動することが考えられる。

### 保全・更新費用の推移

厚沢部町

計算橋梁総数: 56



## 8. 日常的な維持管理のポイント

損傷に対する日常の地道な対応が橋梁の長寿命化に大きな影響を及ぼすことから、比較的容易に対応が可能なものは日常の維持作業で措置するものとする。

例えば、水が原因となって多くの損傷が生じており、橋の長寿命化という観点からは、日常的な配慮や対応（漏水や滞水の防止）が極めて大きな効果をもたらす。

具体的には、日常の維持作業として排水柵の土砂詰まりの除去、沓座の土砂溜まりの除去、修繕工事として伸縮継手や目地の止水性向上、床版の水抜きや防水などを実施する。

### ○橋梁の巡視

現在、通常点検（路線ごとに月 1 回以上の頻度で、道路パトロールにより車上から目視点検）、および定期点検（5 年に 1 回の頻度で、概略点検または詳細点検）を行っている。今後、橋守等により橋梁に特化した巡視をすることで、さらに早期に損傷等を把握する。

### ○清掃、局部塗装

排水柵の土砂詰まりや沓座の土砂溜まりを早期に発見し、除去をすることで滞水・漏水の防止ができること、局部的な塗装を実施することで腐食を防止することにより、橋梁の延命化を図る。

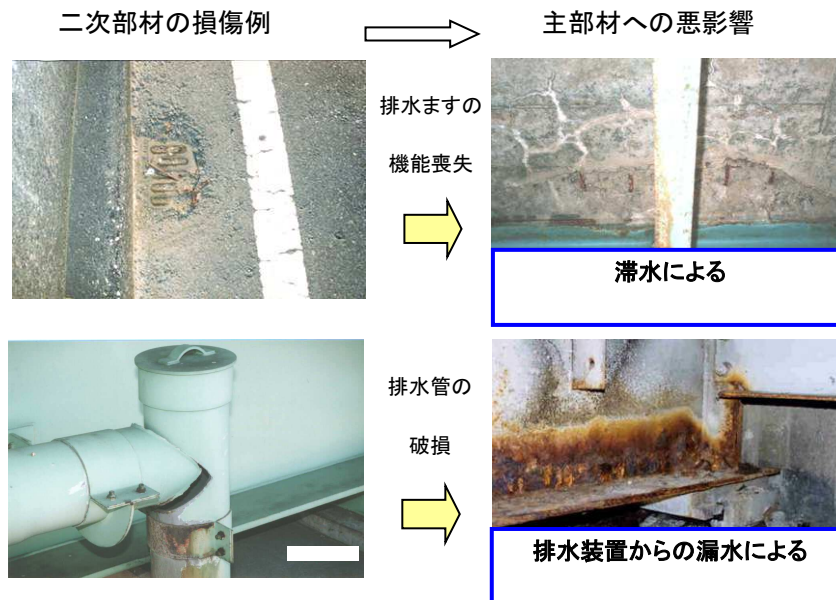


図-1 二次部材の損傷が主部材へ悪影響を及ぼす例

日常の維持作業の例

排水樹の土砂詰り（清掃前）



土砂詰り状況



清掃中



清掃状況



清掃後



## 緊急修繕

道路パトロールや日常の維持作業の中で、自動車、歩行者の交通障害や第三者等への被害の恐れが懸念されるような場合は、緊急修繕を実施する。

緊急修繕が必要な例を以下に示す。

- 高欄や防護柵等の部材の欠損や脱落により歩行者や車両が路外へ転落する恐れがある場合（写真1、写真2）
- 伸縮装置の著しい変形により通行車両がパンク等により運転を誤る恐れがある場合
- 伸縮装置の欠損、舗装の著しい凹凸により通行車両がハンドルを取られる恐れがある場合（写真3）
- 地覆、高欄、床版等からコンクリート塊が落下し、路下の通行人、通行車両に危害を与える恐れが高い場合



写真1 高欄部材の欠損



写真2 防護柵の著しい変形

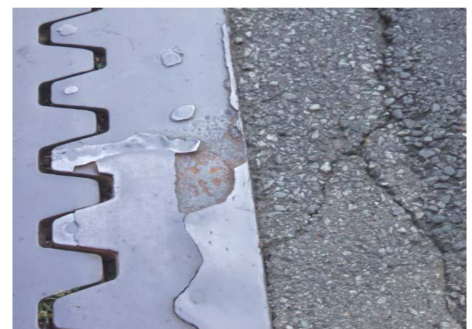


写真3 伸縮装置の欠損